

全国学校図書館協議会「学校司書の資格について」の検討
—学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議への提出文献—

Recommendations on Qualification of School Librarian
- Proposals to the Research Collaborators Workshop on Maintenance
and Improvement of School Library -

西尾純子† 川瀬綾子†† 森美由紀††† 北克一††††

NISHIO Junko†, KAWASE Ayako††, MORI Miyuki†††, KITA Katsuichi††††

要旨：2014年に改正された学校図書館法の第6条では学校司書を法制化すると共に、学校司書の配置を努力義務としている。そして附則において「学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とし、学校司書に関する資格や養成の検討が喫緊の課題となった。

2016年7月に全国学校図書館協議会は、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議に対して、政策提言「学校司書の資格について」を提出している。本稿は、この全国学校図書館協議会「学校司書の資格について」に関して検討を行う。

キーワード：学校図書館法、学校司書、学校図書館、学校司書養成科目、全国学校図書館協議会

Keywords：School Library Law, School Librarian, School Library, Subject for School Librarian Course, Japan School Library Association

1. はじめに

1.1 学校図書館法と学校司書

改正学校図書館法¹⁾の第6条(平成26年6月27日法律第93号)では学校司書を法制化すると共に、学校司書の配置を努力義務としている。そして附則において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とし、学校司書に関する資格や養成の検討が喫緊の課題となった。筆者等は、先行研究において各研究会等から提示されている学校司書の資格養成案について検討してきた²⁾

それらの先行研究で取り上げた学校司書資格案以降に、日本図書館協会の学校図書館職員問題検討会による報告や、塩見昇による学校司書養成案、日本図書館研究会図書館学教育研究グループによる新案等が出された。さらに、2016年7月に全国学校図書館協議会(以下、全国SLA)は、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議に対して、政策提言「学校司書の資格について」(以下、「学校司書の資格」)を提出している³⁾。本稿は、この全国SLAの「学校司書の資格」に関して検討を行う⁴⁾。

2. 全国SLA「学校司書の資格について」

全国SLA「学校司書の資格について」を対象に検討を進める。

2.1 「学校司書の資格」の骨格

「学校司書の資格」は、次のように4章より構成されている。

1. 学校図書館の目的

†龍谷大学

††京都精華大学

†††梅花女子大学

††††相愛大学

2. 学校司書の存在
3. 学校司書の専門性
4. 養成とカリキュラムの構成
 - (1) 学校教育
 - (2) 教育支援
 - (3) 学校図書館

この章構成に従い、順に検討を進めていく。

2.2 学校図書館の目的

「学校司書の資格」では、学校図書館を、「読書センター・学習センター・情報センターの機能を有し、司書教諭・学校司書を中心に「学校の教育活動を支援する」校内の組織の一つ」と位置付けている。

続けて、「2015年には学校図書館法が改正され、学校司書が法的に位置付けられたことにより、司書教諭と学校司書が共に専門性をもって学校図書館を経営・運営する」と結んでいる⁵。

学校図書館における専門職2職論を容認する文言であるが、1) 司書教諭と学校司書のそれぞれの専門性の相違についての言及が皆無である。

2) 司書教諭と学校司書の役割分担や協同の在り方が見えず、提言もしていない、など政策提言の内容を学校司書の資格を中心にしたためか、いわば「素っ気ない」内容である⁶。

2.3 学校司書の存在

第一パラグラフでは、学校図書館は「児童生徒には図書館活用教育、情報活用教育を行い、教員には教材研究、資料の準備等の支援を行い、さらに学校図書館の様々な行事活動を行う」と、学校図書館の3つの活動を掲げている。

しかし、ここでの学校図書館の児童生徒に対する「情報活用教育」の内実は示されていない。一般的な情報処理教育と異なる内容の、学校図書館の重要な教育的要素であるならば、具体的な内容展開を望みたい。

また、「教員には教材研究、資料の準備等の支援を行い」は、過去に述べられた学校図書館の「教材センター」機能ではなかったであろうか。

第二パラグラフでは、「司書教諭は教員としての経験を基盤とした教育活動を担う」と述べている。しかし、この文脈では司書教諭の専門性の在り方

は不明瞭であり、一般教諭との相違も明確ではない。

一方、学校司書は「学校図書館サービス、学校図書館メディアの管理、学校図書館の運営等をもつぱら担ってきた」とする。しかし、この表現では司書教諭は、「学校図書館サービス、学校図書館メディアの管理、学校図書館の運営」に寄与がなかった、との誤解も招きかねない。

全国的には、司書教諭の配置とその活動実態や、学校司書の配置、活動内容には大きな格差や、まだら模様が存在するが、そこは丁寧に取り上げる必要がある。こうした政策提言の文章は、後に独り歩きをすることも懸念されるからである。全国の学校図書館のナショナルセンターである全国SLAには、より慎重な配慮を求めたい。

なお、文末で「この度の学校図書館法改正により、(中略)(学校司書が)「チーム学校図書館」の一員として教育活動の支援を担うことになる」と記述している。

確かに、文言的に従来は学校司書の職務に教育活動の支援の文字はなかったが、学校司書が担ってきた「学校図書館サービス、学校図書館メディアの管理、学校図書館の運営」は、間接的な教育活動の支援を担ってきたのではないか。重ねて、丁寧な表現を望んでおきたい。

2.4 学校司書の専門性

学校司書の専門性については、「学校図書館並びに各種の情報源及び情報資源に精通し、それらを教育活動に活用する技能と生涯教育を視野に入れた学校教育に関する豊富な知識・理解と経験が専門性」と述べている。続けて、「教育活動の情報化は予想より速いテンポで展開され(中略)、相当な専門知識・技能が要求される」と結んでいる。

しかし、こうした専門知識・技能を学校司書が獲得していく道筋は示されていない。実際には、学校司書の養成カリキュラムの目的は、学校司書として社会に飛び立とうとする人々に対する基礎・基本教育および一人職場で一定の業務を進めていける実務基礎能力の育成であろう。

そして、日々の学校図書館活動の実践の中で、学び、苦悩し、獲得していく学校司書の力が研修等でさらに整理されていくことが必要である。

学校司書自身の自立した職業能力なくして、司書教諭等との学校図書館経営、運営の協同チームもあり得ない。

そうした学校司書の専門性の要素の具体的な展開が、次項の「養成とカリキュラムの構成」へとつながる必要がある。

2.5 養成とカリキュラムの構成

養成とカリキュラムの構成では、養成は「大学・短期大学で行う」と述べ、科目はすべて司書資格と異なる学校司書独自の科目を主張し、他の資格の読み替えを否定している⁷。

そして、「新たに創設する学校司書独自のカリキュラムは、学校教育、教育支援、学校図書館の3つの分野で構成する」⁸とし、14科目28単位のすべてを必修とした。

また、現在に学校司書として勤務をしている者については、「別途移行措置を設ける」と提言している⁹。ただし、今回の提言にはこの「別途移行措置」の具体的な方法、移行措置の研修・認定等の実施機関、猶予期間等の内容は示されていない。

では、以下に学校教育、教育支援、学校図書館の3分野での科目展開理念、科目内容を検討する。

2.5.1 学校教育枠 3科目6単位

学校教育の中で「学校司書は、(中略)教諭と同じ基盤で教育活動を遂行するために教育の理念、目的、教育制度、教育課程、児童生徒の心理等に対する知識と理解が必要」¹⁰と主張している。

以下では、「学校司書の資格」の別表「学校司書の科目と単位数」を参考に考察を進める。

学校教育枠での科目は3科目6単位である。実際の提示科目は、「教育原理」、「教育心理学」、「教育課程論」である。ただし、教育原理には備考欄に「教職科目(教育原理)」、教育心理学にも備考欄に「教職科目(教育心理学)」が示されている。また、教育課程論¹¹には備考欄の記述がないが、実質は教職科目と類推ができる。

またこれらの教職関係科目を、学校司書の独自科目として開講しなければならない科目内容も乏しいと考えられる。よって、「学校教育科目」は、教職科目の読み替え措置対象と考えられる。

2.5.2 教育支援枠 2科目4単位

教育支援枠では、従来からの読書支援に加えて、「学校司書は、司書教諭や教諭と共に学習活動の支援を行うために、学習指導法、学習活動、読書活動等の理論と具体的な方法等に対する知識と理解が必要」としている。

具体的には、「学習活動支援論」、「読書活動支援論」の学校司書の独自科目である。

別表からその内容を引用で示す。

学習活動支援論

内容：学校図書館が学習センター機能を果たすために学校図書館専門職員として行う学習活動の支援についての理論と探求型学習、学校図書館メディアを活用した授業等の実践事例について解説する。

読書活動支援論

内容：学校図書館が読書センター機能を果たすために学校図書館専門職員として行う読書活動の支援についての理論と、読み聞かせ、ブックトーク、読書会、読書行事等の実践事例について解説する。

両科目はそれぞれ学校図書館の学習センター機能、読書センター機能に対応した科目である。説明では、それぞれ「学習活動の支援についての理論」、「読書活動の支援についての理論」とその「実践事例について解説」とが組み合わされており、学校司書の科目にふさわしい内容と考える。

しかし、「学校司書の資格」の「2. 学校司書の存在」の第一パラグラフで、学校図書館は「児童生徒には図書館活用教育、情報活用教育を行い」とした内の、情報活用教育に対する「情報活用活動支援論」(仮称)のような対応科目が見当たらない¹²。

ちなみに、次期学習指導要領の改訂を検討中の中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」では、「蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協同しながら新たな価値を生み出していくことが求められる」としている¹³。

これを受けて中央教育審議会では、「小・中・高等学校等の各教科等の学習において、情報活用能力を育むと共に、それぞれの教科等の特性に応じてICTを効果的に活用する」¹⁴としている。さらに高等学校普通科において、「情報と情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な考え方を育成する共通必須科目」¹⁵を設置することについても検討がされている。

こうした2020年度以降の教育内容の大きな変化の流れの中で、学校図書館が情報活用活動の支援として何を行うのか、何ができるのかが大切であり、そこでの司書教諭、学校司書の役割が期待されると考える。

上で引用した教育課程企画特別部会「論点整理」での、「蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協同しながら新たな価値を生み出していくこと」は、まさに学校図書館が長年にわたって取り組んできた調べ学習支援、探求学習支援の内実ではないだろうか。

「学習活動支援論」の内容を少し膨らませるか、または、「情報活用活動支援論」の科目を立てるべきであろう。ただし、総科目数、総単位数との見合いはあろう。

2.5.3 学校図書館枠 9科目 18単位

学校図書館枠では、1) 学校図書館の基礎として全般に関する科目、2) 学校図書館サービスに関する科目、3) 学校図書館メディアに関する科目、という3種類の科目を設定している。

この枠組みに従い、順次に検討を進める。

- (1) 学校図書館の基礎として全般に関する科目
学校図書館概論
- (2) 学校図書館サービスに関する科目
学校図書館サービス論
学校図書館情報サービス論
学校図書館利用者支援論
学校図書館メディア論 II(児童サービス論)
- (3) 学校図書館メディアに関する科目
学校図書館情報技術論 (図書館情報技術論)
学校図書館メディア論 I(図書館情報資源概論)

学校図書館メディア組織論(情報資源組織論)
学校図書館メディア組織演習
(図書館情報資源演習¹⁶)

ここで「学校司書の資格」は学校図書館枠の3種類の資格の中で、「5科目は司書資格の読み替えも可とした」¹⁷と述べている。この5科目を全体の見通しのために除外すると、次の4科目が残る¹⁸。

- (1) 学校図書館の基礎として全般に関する科目
学校図書館概論
- (2) 学校図書館サービスに関する科目
学校図書館サービス論
学校図書館情報サービス論
学校図書館利用者支援論

今、改めてこれらの科目を概観すると、学校図書館概論は図書館概論の、学校図書館サービス論は図書館サービス概論の、学校図書館情報サービス論は情報サービス論の、それぞれの学校図書館版であることが明らかである。また、(学校図書館)利用者支援論は、司書科目には類似科目名は、存在しない。

いずれにせよ、学校図書館独自科目として、学校図書館に特有の講義内容が伴う分量があるのかが問われる。

そこでこれら4科目の内容を、「学校司書の資格」の別表「学校司書の科目と単位数」の「内容」欄から抜き出してみたい。

- (1) 学校図書館の基礎として全般に関する科目
学校図書館概論
内容：学校図書館法・著作権法等の法令と教育行政、学校図書館の機能、学校図書館にかかわる分掌組織と職員、ネットワーク、類縁機関との連携、学校図書館の施設・設備等についての基本を解説する。

この学校図書館概論の内容を吟味すると、「学校図書館法・著作権法等の法令と教育行政」のセンテンスがあるものの、例示法令は学校図書館法・著作権法等のみであり、いわば学校図書館の「窓」

から見た法令と教育行政の範囲に留まっていると思われる。

これならば、司書教諭科目「学校経営と学校図書館」の方が、教育関係法規や学校経営全般とその中での学校図書館という広がりがあるのではないだろうか。

参考に、司書教諭科目「学校経営と学校図書館」の「ねらい」、「内容」を引用で示す¹⁹。

学校経営と学校図書館

ねらい

学校図書館の教育的意義や経営など全般的事項についての理解を図る。

内容

- 1)学校図書館の理念と教育的意義
- 2)学校図書館の発展と課題
- 3)教育行政と学校図書館
- 4)学校図書館の経営（人、施設、資料、予算、評価等）
- 5)司書教諭の役割と校内の協力体制、研修
- 6)学校図書館メディアの選択と管理、提供
- 7)学校図書館活動
- 8)図書館の相互協力とネットワーク

さて、ここでの学校司書という視点からの不足内容は、項番 5)の司書教諭の役割と校内の協力体制、研修と対比させ、項番 6)として「学校司書の役割と司書教諭との役割分担、協同」を新設し、以降の項番を繰り下げれば充足すると考えられる。

(2) 学校図書館サービスに関する科目

学校図書館サービス論

内容：学校図書館サービスの基本的な考え方の理解を図り、資料提供、情報提供、地域・他団体・機関等との連携・協力、課題解決支援、コミュニケーション及び学校図書館行事についての基本を解説する。

ここで比較のために、司書科目「図書館サービス概論」の「ねらい」を引用で示す²⁰。

図書館サービス概論

ねらい

図書館サービスの考え方と構造の理解を図り、資料提供、情報提供、連携・協力、課題解決支援、障害者・高齢者・多文化サービス等の各種のサービス、著作権、接遇・コミュニケーション等の基本を解説する。

両科目間の相違は、学校図書館サービス対図書館サービスの表現で限定されるサービス範囲、内容等の相違があるかである。学校図書館サービス論では、学校図書館行事について言及を行っているが、図書館サービス概論では障害者・高齢者・多文化サービス等の各種のサービスへの言及がある点である。

学校図書館情報サービス論

内容：学校図書館における情報サービスの意義・目的を明らかにし、学校図書館利用教育、参考図書・データベース等の情報源、並びにレファレンスサービス、情報検索サービス、発信型情報サービス等のサービス方法について解説し、必要に応じて演習を行う。

では、これを司書教諭科目「情報メディアの活用」と比較してみる²¹。

情報メディアの活用

ねらい：学校図書館における多様な情報メディアの特性と活用方法の理解を図る。

内容

- 1)高度情報社会と人間（情報メディアの発達と変化を含む）
- 2)情報メディアの特性と選択
- 3)視聴覚メディアの活用
- 4)コンピュータの活用
 - ・教育用ソフトウェアの活用
 - ・データベースと情報検索
 - ・インターネットによる情報検索と発信
- 5)学校図書館メディアと著作権

同じく司書科目「情報サービス論」の「ねらい」を引用で示す²²。

情報サービス論²³

ねらい

図書館における情報サービスの意義を明らかにし、レファレンスサービス、情報検索サービス等のサービス方法、参考図書・データベース等の情報源、図書館利用教育、発信型情報サービス等の新しいサービスについて解説する。

このように3つのサービス論を併置してみると、ありていに言えば、両者の相違は文字列表現の相違のみに見える。

学校図書館利用者支援論

内容：諸法令、並びに学校図書館サービスの考え方に基づき、障害者・帰国児童生徒・多文化サービス等を含むすべての利用者に対する各種のサービスの基本を解説する。

学校図書館利用者支援論の内容は、「利用者に対する各種のサービスの基本を解説」とあるが、追加的例示は、司書科目の図書館サービス概論の「ねらい」で述べている「障害者・高齢者・多文化サービス等」と重なりが多い。

またこの内容では、先の学校図書館サービス論との差異が見えない。そもそも「学校図書館利用者支援論」の科目を立てるのであれば、学校図書館の利用者支援＝学校図書館サービス類型では、学校図書館サービス論との差異はない。

もし科目を立てるのであれば、1) 児童生徒の成長段階に対応した学校図書館の利用者類型と学校図書館サービスの在り方、2) 特別な支援を必要とする児童生徒の類型とこれに対する学校図書館サービスの在り方、というように、利用者視点からの科目構想が必要である。

2.6 学校図書館独自科目の総合的評価

以上、全国 SLA の「学校司書の資格」の中の学校図書館独自科目4科目に対する評価を行った。残念ながら結論としては、「学校司書の資格」で示されている学校司書の科目群の内容に顕著な科目独立の必要性は希薄であった。

詳細な検討は、各科目の柱立てや、当該科目のテキストの章立て等を検討しなければ明確な結論を得ることは困難である。

しかし、独自科目設定の必要性を明確に示さなければ、学校司書養成の多くの科目は、既存司書科目の読み替えが大勢となる。そうした場合には、「学校図書館特論」1科目だけが、学校司書養成の独自科目ということになりかねない²⁴。

学校図書館のナショナルセンターである全国 SLA には、今一度の科目内容の丁寧な検討をお願いしておきたい。

3. 「学校司書の資格」の科目読み替えの考え方

全国 SLA の「学校司書の資格」では、一方において「新たに創設する学校司書独自のカリキュラムは、学校教育、教育支援、学校図書館の3つの分野で構成することとし、全部で14科目、28単位、そのすべてを必修科目とした」と述べている²⁵。

一方、学校図書館情報技術論をはじめ、司書課程科目5科目については、「技術的な色彩の強い科目であるので」²⁶、当面の読み替えを容認している。

また、教職関係の3科目は明らかに学校図書館の独自科目とは言えない。

カリキュラムをめぐる両者の間には、明らかに矛盾がある。全国 SLA に対して、提言においてはより明確な整合性を望みたい。

4. 既存の学校司書の移行措置

「学校司書の資格」では、現職の学校司書の移行措置について、「学校司書の資格」では次のように述べている。引用で示す²⁷。

現に学校司書として勤務していたり、すでに司書資格を有し学校司書として勤務していたりする場合には、別途移行措置を設ける。

分かりにくい表現であるが、前半の「現に学校司書として勤務して」は司書資格の無資格者、後半の「司書資格を有し学校司書として勤務」は司書資格の保有者と推定する。

すると現職の学校司書に司書資格の有無で2タイプの人々が存在することを認識していることになる。そうであるならば、それぞれに応じた「移行措置」の具体的な提案が必要であろう²⁸。

またこれ以外に、学校図書館の業務受託者が、学校図書館に派遣し、学校図書館業務に従事している人々も多く存在する。しかし、例えば、『改正学校図書館法 Q&A：学校司書の法制化にあたって』では、次のような項目がある²⁹³⁰。引用で示す。

Q7 学校図書館の業務の受託者が、学校図書館に派遣している者も、「学校司書」に該当するか。

A7 現在、一部の自治体では、事業者が学校図書館の業務を請け負っている事例が散見される。これは、それぞれの自治体が自主的に判断し、実施していることであるが、学校図書館法が新たに位置づける「学校司書」として想定する者は、学校設置者が雇用する「職員」である。事業者が雇用して学校図書館に勤務する者は、校長の指揮監督下でないことから、法の規定する「学校司書」には該当しないと考えている。

法制化された学校司書に関して、ここにまだ「制度の谷間」が存在する。ナショナルセンターとしての全国 SLA の目配りをお願いしておきたい。

5. さいごに

2014年に改正された学校図書館法の第6条では学校司書を法制化すると共に、学校司書の配置を努力義務とした。また附則では「学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とし、学校司書に関する資格や養成の検討が喫緊の課題となった。

2016年7月、全国SLAは、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議に対して、政策提言「学校司書の資格について」を提出した。本稿は、この全国SLA「学校司書の資格について」に関して検討を行った。

ただ、学校図書館法の第6条では学校司書は、配置の努力義務に留まり、その養成等も「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と努力義務に留まっている。

このため、養成プログラムは司書教諭のような

省令科目による資格付与ではなく、学校司書養成プログラム提供の大学等による関係単位の取得証明書の発行という微妙な間合いにある。

本来は、全国 SLA の政策提言「学校司書の資格について」は、こうした状況をも踏まえて検討が進められるべきであると考ええる。

今後、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議の「まとめ」を得て、文部科学省の行政施策も展開されていこう。

全国 SLA には引き続き事態の推移への関心と、真摯かつ慎重な対応をお願いしておきたい。

なお、最後になりましたが、本稿において引用をさせていただいた全国 SLA「学校司書の資格について」をはじめとする各種の文献をまとめられた営為に感謝を記しておきたい³¹。

引用文献

1 平成 26 年 6 月 27 日法律第 93 号制定、平成 27 年 4 月 1 日施行。

2 川瀬綾子、北 克一「学校図書館法改正と学校司書養成の課題」『情報学=Journal of Informatics』12(1), 2015.3, p.63-78.

<http://creativitycity.gssc.osaka-cu.ac.jp/JI/article/view/732/706>

[確認：2016 年 8 月 30 日]

川瀬綾子、北 克一「学校司書養成と学校司書研修についての諸案の検討」『情報学=Journal of Informatics』12(2), 2015.10, p.124-134.

<http://kiyo.info.gssc.osaka-cu.ac.jp/JI/article>

[確認：2016 年 8 月 30 日]

3 第 3 回作業部会配布、資料 4 「学校司書の資格について」(公社)全国学校図書館協議会

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/115_1/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/08/08/1375402_02.pdf

[確認：2016 年 8 月 30 日]

なお、同文書「学校司書の資格について」は、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議の下のカリキュラム等を検討する専門部会である学校司書の資格・養成等に関する作業部会(第 3 回)において、配布資料 4 として紹介されているが、「(公社)全国学校図書館協議会」とのみ記載があり、全国 SLA のいかなる組織体制において、発信された文献かは明確ではない。なお、本稿執筆時点では、全国学校図書館協議会のホームページで同文章等の掲載は無い。

4 なお、一方の図書館ナショナルセンターである日本図書館協会の提言については、別稿「学校図書館職員問題検討会報告書(案)」等の学校司書養成カリキュラムの検討」において詳細な検証を行った。(『情報学』本号掲載)

5 学校図書館における専門職 2 職論を、全国 SLA として容認した文言である。

なお、「2015 年には学校図書館法が改正され」の意味は、正確には次である。

2014 年 6 月 27 日に公布された「学校図書館法の一部を改正する法律」が、2015 年 4 月 1 日より施行された。これによって、学校司書が法制化され、司書教諭と学校司書の連携に基づく学校図書館経営・運営が進むようになる。

6 やはり、全国 SLA には学校図書館における専門職 2 職論に対する拘泥が残るのであろうか。

7 過去の司書教諭講習、同資格課程において、司書科目を大幅に読み替え措置を行ったことへのトラウマが伺われる。

8 前掲 3)

9 前掲 3)

10 前掲 3)

11 教育課程論(きょういくかていろん)とは、教育学において、教育課程のあり方やそれに関連する問題を取り扱う分野のことである。

概要

教育課程論においては、教育課程の編成原理や、教育課程の評価方法などの問題について、実証・考察を行う。類似の概念としては、「カリキュラム論」がある。また、日本の大学において、教育職員免許法に基づく「教職に関する科目」の 1 つとして、教育課程論という名称の授業科目が設定される場合がある。

Wikipedia 日本語版

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%95%99%E8%82%B2%E8%AA%B2%E7%A8%8B%E8%AB%96>

[確認：2016 年 8 月 30 日]

例えば、「ウェブシラバス 和洋女子大学 2016」では、教育課程論を次のように紹介している。

【テーマ】

教育課程の意義を理解するとともに、各学校で編成する際の基礎的知識や方法を習得する。併せて、学習指導要領の変遷と現状、思想や制度を理解した上で、指導計画立案の基礎を身につける。

【授業概要】

学校における教育活動の全体計画である教育課程(カリキュラム)の意義、各学校で編成する際の方法等の基礎的知識を講義する。加えて、基準となる学習指導要領の変遷と現状、教育課程編成の思想や制度の歴史を解説する。また、実際の教育課程や指導計画の分析を通して、立案・実践・評価といった教育課程編成の具体的方法の習得については、演習的活動を取り入れたい。

【到達目標】

教育課程の意義を理解するとともに、各学校で編成する際の基礎的知識や方法等の習得及び学習指導要領の変遷と現状、思想や制度を理解した上で、指導計画立案の基礎を習得することを到達目標とする。

http://syllabus.wayo.ac.jp/web/preview.php?nendo=2016&t_mode=sp&template=t5&no_id=160366

[確認：2016年8月30日]

12 先にも、情報活用教育の内実に欠ける点は指摘をしたところである。

13 中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」(平成26年8月26日)

教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)平成27年8月26日 教育課程企画特別部会

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/12/11/1361110.pdf

[確認：2016年8月30日]

14 2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会『「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめ』平成28年7月28日 p.6

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375100_01_1_1.pdf

[確認：2016年8月30日]

15 同上。

「とりわけ、高等学校では(中略)全ての生徒がプログラミングを学ぶようにするとともに、中学校においては計測・制御に加えて、動的コンテンツ等に関するプログラムを学ぶようにすること、小学校においてはプログラミングの体験的な学習機会の確保などが検討されている。」(2 次世代に求められる情報活用能力の育成)

16 先にも、情報活用教育の内実には欠ける点は指摘をしたところである。司書課程科目に「図書館情報資源演習」という科目はない。「情報資源組織演習」の勘違いであろう。

17 これら5科目については、「技術的な色彩の強い科目であり、学校図書館にも当てはまる内容が多く」、「独自科目が普及するまでの当分間は、読み替えも可とした」と限定条件をつけて読み替え措置を是認している。

しかし、学校司書の養成カリキュラム設計において、読み替え科目を含めて制度設計をした場合に、明確な時限措置条項を埋め込んでおかない限り、その状態が「常態」となる恐れが強い。

18 学校図書館のサービス対象は、初等中等教育の児童生徒であり、公立図書館の児童サービス論(YAサービスも含む)とほぼ一致する。ただし、教育的指導をも含む学校図書館サービスと公共マナー指導の範囲である公立図書館サービスとは、いくぶん異なりがある。

19 学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正す

る省令について(通知)

文初小第80号
平成10年3月18日
文部省初等中等教育局長
辻村 哲夫

学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令について(通知)

このたび、別紙1のとおり、「学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令」(以下「改正省令」という。)が平成10年3月18日文部省令第1号をもって公布され、大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者等への受講資格の拡大については平成10年4月1日から、講習科目の改善等については平成11年4月1日から施行されることとなりました。(中略)

1 改正省令の概要等

(1) 受講資格に関する事項(第2条関係)

司書教諭講習については、これまで、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校(以下「学校」という。)の教諭の普通免許状を有する者が受講できることとされていたが、平成10年4月1日以降は、これに加えて大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者等も講習を受講できることとしたこと。

なお、大学在学中に学生が講習修了に必要な全科目の単位を司書教諭講習で修得した場合、修了証書の効力は、その者が学校の教諭の免許状を取得した時点から生じるものであることに留意すること。

(2) 司書教諭講習科目に関する事項(第3条第1項関係)

司書教諭の資質向上を図る観点に立って、平成11年4月1日から司書教諭講習の科目内容等を改め、司書教諭となる資格を得るためには、次の表の5科目10単位を修得しなければならないこととしたこと(各科目のねらいと内容は別紙2のとおり)。

(別紙2) 司書教諭の講習科目のねらいと内容

科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

20 司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)

平成 21 年 2 月

これからの図書館の在り方検討協力者会議

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1327211.htm

【確認：2016 年 8 月 30 日】

21 前掲 19)

22 前掲 20)

23 なお、司書科目「情報サービス論」には、「情報サービス演習」が対応する演習科目としてある。

24 例えば、基本的に司書科目を中心として学校司書科目へ読み替えを行い、学校図書館固有の学校図書館サービス、学校図書館情報サービスなどの教科部分については、「学校図書館特論」で一括して取り扱う構造である。

25 「学校司書の資格」中の「4. 養成とカリキュラムの構成」。

26 同上。

27 「学校司書の資格」の「4. 養成とカリキュラムの構成」末尾。

28 「移行措置」に最低限必要な事項は、学校図書館での実務経験について、1) 誰が学校図書館での実務経験を証明し、2) 誰がその実務経験を評価し、3) どのような仕組みで学校司書の養成の枠組みにインプリメントをするか、4) こうした移行措置の時限期間はどれほどか、などである。

29 学校図書館議員連盟[ほか]『改正学校図書館法 Q&A：学校司書の法制化にあたって』2014.7, p.5.

30 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議の第 6 回配布資料 1「学校図書館の整備充実に関する審議のまとめ(素案)」p.16 にも、同様の発言が事務局からされている。現時点での文部科学省の見解を反映していると思われる。

学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議(第 6 回) 配付資料「資料 1 学校図書館の整備充実に関する審議のまとめ(素案)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/shiryo/attach/1373978.htm

【確認：2016 年 8 月 30 日】

31 ただ、全国 SLA がどのような「組織」で審議し、いかなるプロセスを得てオーソライズし、今回の「学校司書の資格について」を協力者会議に提出したかは、明らかではない。諸般の時間的な制約もあるのであろうが、できる限りの情報公開と会員等へのパブリックコメント機会の提供などの導入も、今後をご検討願いたい。